

回 (年 度)	問 題																									
第73回 (令和5年)	<p>問1 (30点)</p> <p>グループ通算制度に係る次の(1)～(4)の問に答えなさい。</p> <p>(1) 通算親法人となることができる法人について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) 次の①及び②に掲げる法人が通算子法人となることができるかどうかについて、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>① 外国法人にその発行済株式の一部を保有されている内国法人である株式会社</p> <p>② 一般財団法人</p> <p>(3) 内国法人であるP株式会社（年1回3月末決算法人。以下「P社」という。）は、P社を通算親法人とし、P社がその発行済株式の全てを従来から保有する内国法人であるS₁株式会社、S₂株式会社及びS₃株式会社（いずれも年1回3月末決算法人。以下それぞれ「S₁社」、「S₂社」及び「S₃社」という。）を通算子法人とするグループ通算制度の承認を受けており、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度（以下「令和5年度」という。）についてグループ通算制度の適用を受けて確定申告を行うこととしている。各社の確定申告の状況及び通算前所得金額（法人税法第64条の5第1項に規定する通算前所得金額をいう。以下同じ。）又は通算前欠損金額（同項に規定する通算前欠損金額をいう。以下同じ。）は、次の【資料】のとおりである。この場合において、P社の令和5年度における損益通算に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>【資料】</p> <table border="1" data-bbox="360 1174 1221 1402"> <thead> <tr> <th>法人名</th> <th>P社</th> <th>S₁社</th> <th>S₂社</th> <th>S₃社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業年度</td> <td colspan="4">令和5年4月1日～令和6年3月31日</td> </tr> <tr> <td>確定申告の区分</td> <td>期限内申告</td> <td>期限内申告</td> <td>期限内申告</td> <td>期限後申告</td> </tr> <tr> <td>通算前所得金額</td> <td>15,000,000円</td> <td>5,000,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通算前欠損金額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10,000,000円</td> <td>5,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) S₁社は、上記(3)【資料】のとおり令和5年度の期限内申告を行っていたが、それから間もなくして令和5年度の決算で計上していた売上計上額に誤りがあり、上記(3)【資料】に記載されている通算前所得金額は、正しくは10,000,000円であったことが判明した。この場合において、P社の令和5年度における損益通算に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p>	法人名	P社	S ₁ 社	S ₂ 社	S ₃ 社	事業年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日				確定申告の区分	期限内申告	期限内申告	期限内申告	期限後申告	通算前所得金額	15,000,000円	5,000,000円	—	—	通算前欠損金額	—	—	10,000,000円	5,000,000円
法人名	P社	S ₁ 社	S ₂ 社	S ₃ 社																						
事業年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日																									
確定申告の区分	期限内申告	期限内申告	期限内申告	期限後申告																						
通算前所得金額	15,000,000円	5,000,000円	—	—																						
通算前欠損金額	—	—	10,000,000円	5,000,000円																						

回 (年 度)	問 題
第73回 (令和5年)	<p>問2(10点)</p> <p>内国法人であるX株式会社(年1回3月末決算法人。以下「X社」という。)は、W国に本店を有する外国法人Y社の500,000,000円の全額出資により令和3年4月1日に設立された。その設立以来、X社の発行済株式の全てはY社に保有され、追加の出資等も行われていない。この場合において、X社が当期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)において支払う借入金の利子につき、次の【事実関係】がある場合の当該利子に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。なお、与えられた事実関係以外の事項は考慮する必要はない。</p> <p>【事実関係】</p> <p>(1) X社は、新たな設備投資を行うため、W国に本店を有する外国法人Z社(Y社が100%出資。)から、令和4年4月1日に500,000,000円を借り入れ、令和5年4月1日に追加で700,000,000円を借り入れた。これらの借入金についてこれまでに元本の返済はなく、令和6年3月31日に当期に属する利子を支払った。なお、X社にはZ社からの借入金以外に利子等の支払の基因となる負債はなく、これらの借入金に係る借入利率は年利2%(利払日はいずれも各年3月31日の年1回。)であるが適正水準であり、X社には利子等の受取の基因となる貸付金等はない。</p> <p>(2) X社との間に特定資本関係(租税特別措置法第66条の5の2第3項第2号に規定するものをいう。)のある他の内国法人は存在しない。</p> <p>(3) Z社は、日本国内に恒久的施設を有しておらず、日本で課税対象となる所得はない。また、Z社は、X社の資金供与者等(租税特別措置法第66条の5第5項第2号に規定するものをいう。)には該当しない。</p> <p>(4) X社の当期における調整所得金額(租税特別措置法第66条の5の2第1項に規定するものをいう。)は、100,000,000円である。</p> <p>問3(10点)</p> <p>小売業を営む内国法人であるA株式会社(資本金の額は100,000,000円であり、個人である代表者が全額出資。年1回3月末決算法人。以下「A社」という。)の取引先であるB株式会社(以下「B社」という。)について、令和5年10月1日に会社更生法の規定による更生計画の認可決定があり、A社がB社に対して有する金銭債権の額200,000,000円のうち20%は今後10年間にわたり均等額で分割返済(令和6年10月1日を初回とし、以降各年の10月1日を支払日とする。)が行われることが決定され、残額は切り捨てられることとなった。この場合において、A社がB社に対して有する金銭債権につき、A社が当期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の課税所得を低くするために最も有利となる税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。</p>